

船舶インシデント調査報告書

令和5年7月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

インシデント種類	運航不能（電源供給不能）
発生日時	令和5年4月12日 15時15分ごろ
発生場所	沖縄県今帰仁村古宇利島北方沖 古宇利島灯台から真方位065° 1,110m付近 （概位 北緯26° 42.9′ 東経128° 01.3′）
インシデントの概要	水上オートバイ ザ・ガード3号は、漂流中、機関が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年4月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ザ・ガード3号、0.2トン 296-27229 沖縄、東銀リース株式会社（船舶所有者）、株式会社ザ・ガード（船舶借入人） 3.08m (Lr) × 1.17m × 0.68m、FRP ガソリン機関、船内機、125.0kW、令和元年8月、4サイクル、回転数毎分7,600、4気筒、ボア86mm、使用燃料ガソリン、機関製造2019年式 （写真1 参照）
	 <p>写真1 本船</p>
乗組員等に関する情報	船長 24歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年8月27日 免許証交付日 令和2年8月27日 （令和7年8月26日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	なし

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.6m、潮汐 下げ潮の中央期、潮位 約62cm（渡久地）</p>
<p>インシデントの経過</p>	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、周遊ツアーに参加した3人をバナナボートと称する被引浮体に乗せ、令和5年4月12日15時00分ごろ、古宇利島南側の砂浜を出発した。</p> <p>本船は、古宇利島北側の砂浜の北方沖190m付近に到着した後、機関を停止して被引浮体と共に漂流を始め、搭乗者3人がスノーケリングを行っていたところ、15時15分ごろ、風浪の影響を受けて海岸に圧流されたので、船長が移動しようと思ひ、機関の始動操作を行ったが、始動できなかった。</p> <p>船長は、機関の始動を4、5回試みたものの、始動できず、その要因を特定することができなかった。</p> <p>船長は、本船が、北寄りの風によって海岸に寄せられたものの、出発前に潮汐を確認して低潮となることを知っていたので、危険を感じず、また、携帯電話を所持していなかったため、このまま救助を待つこととした。</p> <p>砂浜から本船の様子を見ていた人は、17時20分ごろ119番通報を行った。</p> <p>本船は、18時00分ごろ救助に来た漁船によって、搭乗者3人を乗せた被引浮体と共にえい航され、18時20分ごろ出発した砂浜に戻った。</p> <p>（付図1 インシデント発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び搭乗者3人は、本インシデント時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>後日、船長及びマリンショップのスタッフは、本船の機関の点検を行ったところ、バッテリーのターミナル部に接続した端子が緩んでいることが判明し、端子を再接続して、締め付けて固定したところ、正常に始動できるようになったことを確認した。</p> <p>船長は、発航前点検や日頃の点検の際、船体の破損等の有無、機関の始動確認、バッテリーの液量及び電圧、目視によるターミナル部及び端子の確認等を行っていたものの、バッテリーのターミナル部に接続した端子が簡単に緩むものではないと思っていたので、同ターミナル部の端子カバーを取り外して触手により点検を行っていなかった。</p> <p>（図1 参照）</p>

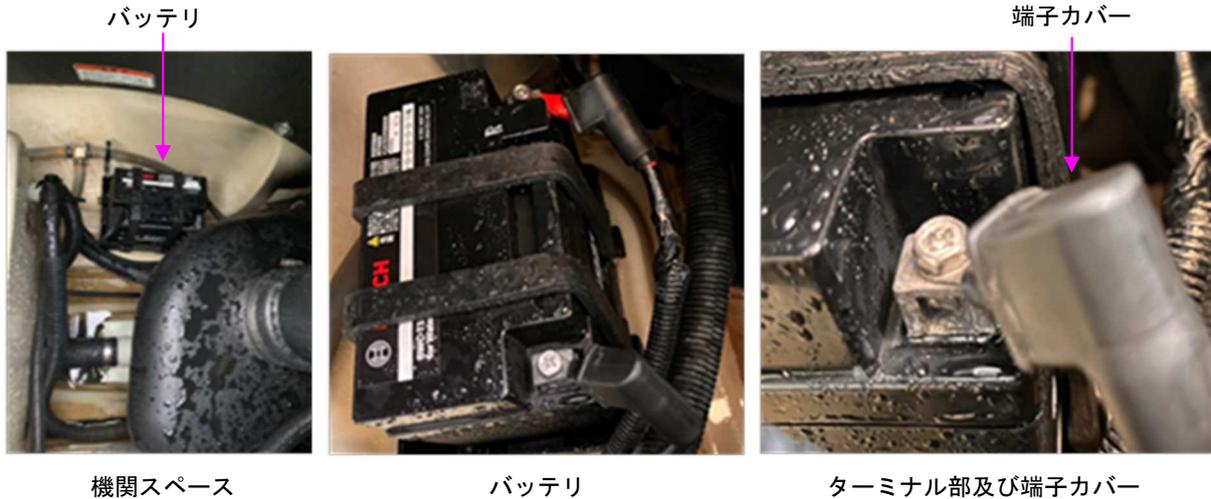


図1 バッテリー及びターミナル部

バッテリーは、令和4年に交換されており、その際、端子がターミナル部に締め付けて固定されていた。

船長は、バッテリーの端子が、航行中に船体が受ける衝撃及び機関の振動によって、ターミナル部から緩んで接触不良となったのではないかと本インシデント後に思った。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
あり
なし

本船は、発航前点検等の際、バッテリーのターミナル部の点検が端子カバーを取り外して触手により行われていない状態において、古宇利島北方沖で漂流中、バッテリーの端子がターミナル部から緩んで接触不良となったことから、機関への電源供給が途絶え、機関が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。

船長は、発航前点検等の際、バッテリーの液量及び電圧等の確認を行っていたものの、バッテリーのターミナル部に接続した端子が簡単に緩むものではないかと思っていたことから、同ターミナル部の端子カバーを取り外して触手により点検を行っていなかったものと考えられる。

本船は、バッテリーの端子が、航行中に船体が受ける衝撃及び機関の振動によって、ターミナル部から緩んだものと考えられる。

原因

本インシデントは、本船が、発航前点検等の際、バッテリーのターミナル部の点検が端子カバーを取り外して触手により行われていない状態において、古宇利島北方沖で漂流中、バッテリーの端子がターミナル部から緩んで接触不良となったため、機関への電源供給が途絶え、機関が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、発航前点検において、バッテリーのターミナル部に接続する端子の緩みの有無を、端子カバーを取り外して触手により点検すること。・ 小型船舶の船長は、携帯電話を防水パックに入れるなどの防水処置を施して常に携行し、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。
--------------	--

付図1 インシデント発生場所概略図

